

# R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 公舎解体工事

建築工事				電気工事		管工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-001	解体工事 表紙・図面リスト	B-011	解体工事 1、2階平面詳細図	E-01	電気工事 解体工事 平面図		
B-002	解体工事 特記仕様書 1	B-012	解体工事 展開図、キープラン				
B-003	解体工事 特記仕様書 2	B-013	解体工事 建具表、建具配置図				
B-004	解体工事 特記仕様書 3	B-014	解体工事 天井伏図、床伏図	W-01	管工事 解体工事 平面図		
B-005	配置図、付近見取図	B-015	解体工事 基礎伏図、梁伏図、梁リスト				
B-006	現況配置図	B-016	解体工事 配筋図				
B-007	解体後配置図	B-017	解体工事 物置各図	C-01	空調工事 解体工事 平面図		
B-008	解体工事 仕上表						
B-009	解体工事 平面図、屋根伏図、立面図						
B-010	解体工事 鉅計図						

徳島県泉土整備部営繕課	工事名	図面番号	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川建設一部
	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 公舎解体工事	B-001	
	図面名	縮尺	
	解体工事 表紙・図面リスト		

工事概要			
1. 工事名称	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 公舎解体工事	4. 工 期	工事完成期間は令和 年 月 日とする。
2. 工事場所	板野郡松茂町長岸		
3. 工事概要	<b>A. 建物取り壊し（設備、流し台の撤去含む）</b> 公舎 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 250.25㎡ 物置 鉄骨造 平屋建て 延べ床面積 14,44㎡×2棟		
	<b>B. 外溝取り壊し</b>		
	<b>C. 整地工事 整地完了図</b>		
解体工事特記仕様書			

#### 1章 全体共通事項

1. 適用基準等
- ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。
  - ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。
    - (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの
    - (2) 補足説明書
    - (3) 特記仕様書
    - (4) 図面
    - (5) 国土交通省大臣官房繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)(以下「解体共通仕様書」という。)

2. 施工条件
- ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
  - ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3,10,8 建設省機械第249号・最終改正 平成14,4,1 国総給排225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。
  - ◎排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された長期開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これより厳しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
  - ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工事の施工図面に添付し提出すること。
  - ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 0 日間適宜配置すること。
    - ◎受注者は、警備員等の検定等に関する規程第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所(一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられている。・[勤務先行かれていない](#))。
      - 警備員は、延 0 人(うち検定合格警備員0人)を要込んでいる。
      - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
      - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
    - ◎受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査書を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
  - ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、該当対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

3. 工事関係図書
- ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び各種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
  - ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出すること。

4. 安全衛生管理
- ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。
  - ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため札を着用すること。
  - ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
  - ◎工事の他に伴う火災及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害防止対策要綱(平成5年12月 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理要綱(平成5年12月 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。
  - ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地地下の既設構造物について工事(仮囲い仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
  - ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
  - ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員へ報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
  - ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外の作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
  - ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
  - ◎受注者は、輸送経路等において上空送路への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に確認の作業員により確認しなければならない。
  - ◎受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空送路への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。
  - ◎休日・夜間作業を行う場合は、事前「休日・夜間作業票」を監督員に提出すること。
  - ◎受注者は工事着手期間にある土砂、工事用資材、機械等の搬送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標旗、安全施設等の設置場所その他安全確保上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えない位置を確保する場合は、当該物件およびその位置に必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
  - ◎受注者は工事期間中安全巡視を行い、工事現場及びその周辺の監視あるいは巡察を行い安全を確保するとともに工事現場における危険防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

5. 工事現場管理
- ◎工事現場には、警備員指定の工事標旗を監督員の指示に従って見やすい場所に設置すること。工事標旗については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱については、「10. 工事用資材」◎県産木材の使用」を準用する。
  - ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。
    - ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を確認する資料により、監督員の承認を受けること。
      - ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
      - ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
  - ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 ( 有 ・ [無](#) )

6. 施工
- ◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時又は着積庫へ問い合わせ、工事に連携のないようにすること。
  - ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、発注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

7. 技能士の適用
- ◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
    - ◎技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。○印・・・適用作業

工事項目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業

8. 周辺家屋の実施
- ◎本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。
  - ◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

9. 記録
- ◎電子納品：対象
  - ◎提出書類
    - ・竣工図(原本3部、電子データ2部)(A4 ・ A3 ・ A2 ・ [A1\(原画版\)](#))
    - ・工事写真(写真帳1部(電子型) ・ [工事田](#) ・ [竣工](#))、電子データ(2部)
    - ・使用材料一覧表(部、うち電子データ1部)
    - ・保管に関する資料
  - ◎竣工図は関係図面(原図貫)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貫)を修正して作成し、PDF形式、SfD形式及びオリジナル形式を0-印に保存すること。
  - ◎工事写真はしゅん工、発工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出現形が、写真で明確に確認できること。
  - ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁審判部監修「警備工事写真撮影要領」によること。

区分	分類・規格
着工前	カラー・手札版又はサービサイズ
工事中	カラー・手札版又はサービサイズ
竣工	カラー・手札版又はサービサイズ

- ◎工事完成撮影は、専門家に(よる「[正らな](#)」)ものとする。
- ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品 運用ガイドライン(建築工事編)」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。

#### 10. 工事用資材

- ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。
- ◎受注者は、工事完了後、積立金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設器材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。
- ◎県産木材の使用
  - (1)受注者は、工事目的物及び仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - (2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のとおりとする。
    - ・徳島県木材認定制度により、県産であることが「産地認証」された木材
    - ・以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
  - (3)受注者は、積立金額が500万円以上の工事については、徳島県産木材以外の木材を使用する場合には、徳島県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認書を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。
  - (4)受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書面を監督員へ提出しなければならない。
- ◎県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を入力した書面を監督員へ提出しなければならない。
- ◎製材等(製材、集成材、板、単板、複層材材)フLOORING、再生木質ボード(バーティカルボード)繊維板、木質系セントボード)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、高橋上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能な証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に基づいて行うものとし、監督員が合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前にか設業者が加工・運搬業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な材料であることの証明は不要とする。
- ◎県内産資材の使用
  - (1)受注者は、木材以外の建築資材を使用する工事を施工する前に、県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - (2)なお、WTの対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
  - (3)受注者は、積立金額が500万円以上の工事については、「建設器材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。
  - (4)受注者は、工事完了後、積立金額が500万円以上の工事において、「建設器材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。
- ◎県内産再生砕石の原則使用
  - ◎受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の第1項に基づく(変更の許可)において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
  - ◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。

11. 設計変更前確認
- ◎工事監理業務受注者が作成する設計変更前一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
  - ◎施工しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

12. 工事検査及び技術検査
- ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を作成し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。
  - ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
  - ◎次夜より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次夜の実施回数中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合は、一般入札工事に限り、これよりよいことができる。

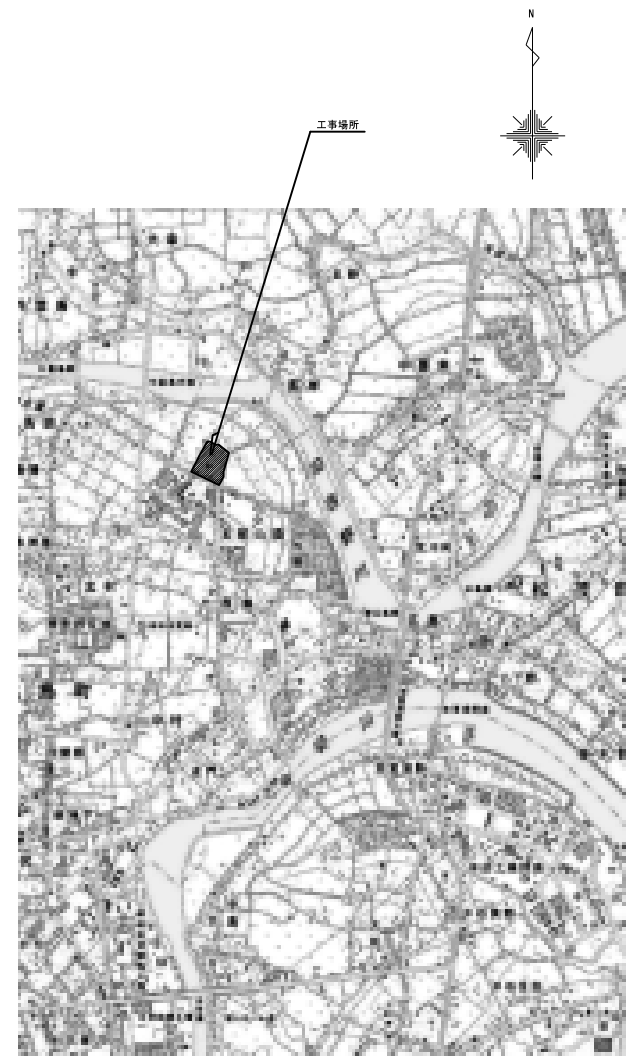
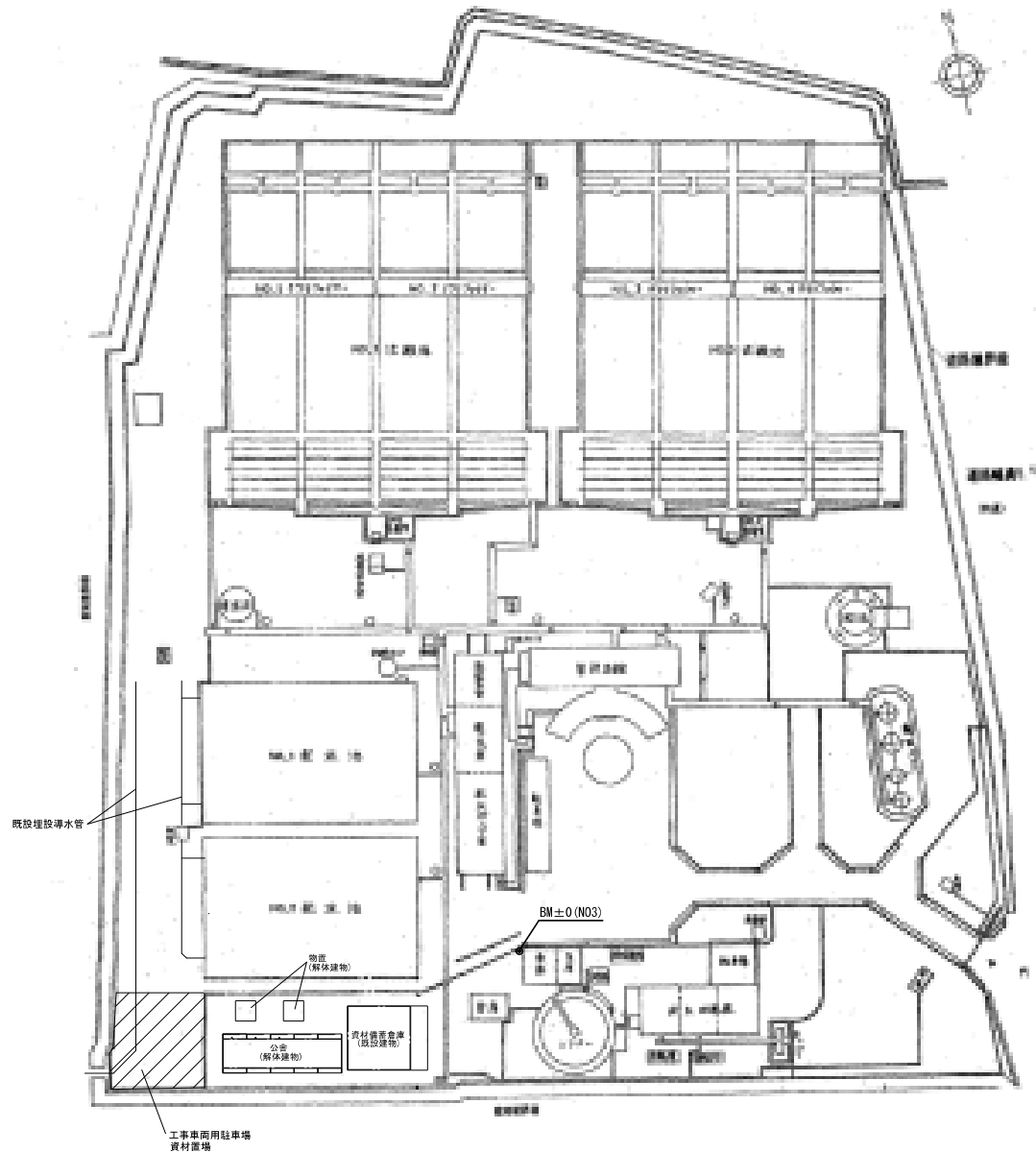
当初積立対象額	一般入札工事等	低入札工事等
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- (注)低入札工事は低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事という。
- ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後、速やかに監督員と協議すること。
- ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

	徳島県県土整備部管理課			工事名	図面番号			1級建築士登録 第126265号 川建設計 川雄社一 部
				R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 公舎解体工事	B-002			
				図面名	縮尺			
				解体工事 特記仕様書 1				

<p>13. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化</p> <p>2章 解体仮設工事</p> <p>1. ベンチマーク</p> <p>2. 足場等</p> <p>3. 仮設物</p> <p>4. 養生</p> <p>5. 工事用水、電力等</p> <p>6. 工事車両駐車場 現場事務所用地等</p> <p>7. 仮設トイレの 洋式化</p> <p>3章 解体施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 工事の範囲</p> <p>3. 事前措置</p> <p>4. 地下埋設物 埋設配管等</p> <p>5. 地下埋設物</p> <p>6. 墜落防止対策</p>	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の適用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>◎設計図の設定は、BM（ ）±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づく構造規格</li> <li>(社)仮設工業会の認定基準</li> </ul> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則附表第7に掲げる機械等（相立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に問わず、足場を設置する場合は、使用開始前に當該指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場 公舎（種類：枠組本足場、仕様 2枚布、D=90cm、シート仕様：防音シート） 物置（種類：枠組本足場、仕様 1枚布、D=60cm、シート仕様：ネット状養生シート防炎・類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>壁つなぎ間隔(水平方向)8m以下、鉛直方向19m以下</li> <li>足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)の手すり設置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</li> </ul> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後は「當該課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様：カラーコーン、L=図示)</p> <p>◎ゲート（有、<b>図1</b>）</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり足場等労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を指示すること。</p> <p>◎監督員事務所は ・設ける（面積 程度）<b>、設けない。</b></p> <p>◎監督員事務所の情報等は監督員の指示を受けて設置すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： ）</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法： ）</p> <p>◎既存電力利用(出来る、<b>出来ない</b>)、電力料金<b>（図示、無償）</b></p> <p>◎既存水利用(出来る、<b>出来ない</b>)、水料金<b>（図示、無償）</b></p> <p>◎電力引込負担金 円</p> <p>◎上下水引込負担金 円</p> <p>◎ガス引込負担金 円</p> <p>◎施設管理者と協議する事</p> <p>◎同用地は、<b>（図示の場所）</b>に用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快通トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎空容器等の冷蔵は、専門業者により回収を行い、空中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順守より行い、特に安全を期すること。工事中に発生する粉塵については、放水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の掘削計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障ないように努めること。 また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次に以下工事写真を撮影すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>内装材等をばき取った壁、天井、床の各面</li> <li>内装材を分別して集積したところ(特にせこうボードは他のボードと区別すること)</li> <li>積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</li> <li>捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</li> </ol> <p>◎構造物の地中部の取り壊しはベース下掘捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については施設管理者、監督員と協議のうえ決定する。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に照明器具及びトランス内蔵相コンデンサ等のPOBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種特定製品の有無について、事前確認書により監督員に説明すること。</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>◎埋戻しは、（購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土・他工事の現場発生土）とする。 ◎埋め戻し高さは図示による。 ◎整地範囲は図示による。</p> <p>◎2階以上の護壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。</p>	<p>4章 建設廃棄物の処理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有機材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</li> <li>上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進法その他関係法令等に準じ処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら搬出する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をい）の、様子の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。に報告し指示を仰ぐこと。</li> <li>撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</li> </ol> <p>発生材処分方法</p> <p>種類：コンクリート（無筋） 処分許可業者の会社名、所在地：(有)川上建設石（中間処分）徳島市下町木2-91 処分地の所在地：鳴門市瀬戸町明神宇中山38-1 運搬距離：8.8km 処理単価：640円/t</p> <p>種類：コンクリート（有筋） 処分許可業者の会社名、所在地：(有)川上建設石（中間処分）徳島市下町木2-91 処分地の所在地：鳴門市瀬戸町明神宇中山38-1 運搬距離：8.8km 処理単価：640円/t</p> <p>種類：金属(処分) 処分許可業者の会社名、所在地：(株)地金会☆優良認定業者 徳島市東沖洲1丁目12 処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：12.7km 処理単価：0円/t</p> <p>種類：ガラス、タイル類 処分許可業者の会社名、所在地：(株)フクブル 徳島市上八万町田中1148番地1 処分地の所在地：徳島市上八万町田中1148番 運搬距離：17.0km 処理単価：3,700円/t</p> <p>種類：木材 処分許可業者の会社名、所在地：(有)徳島興産☆優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号 処分地の所在地：徳島市津田海岸町2番90号 運搬距離：13.9km 処理単価：10,000円/t</p> <p>種類：廃プラ 処分許可業者の会社名、所在地：(株)丸八木村商店☆優良認定業者 吉野川市鴨島町鴨島652-1 処分地の所在地：吉野川市鴨島町鴨島652-1 運搬距離：26.4km 処理単価：10,000円/m3</p> <p>種類：アスベスト含有建材 処分許可業者の会社名、所在地：(株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956 処分地の所在地：三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離：92.2km 処理単価：20,000円/m3</p> <p>有価金属 種類：鉄骨・軽量鉄骨</p> <p>有価金属 種類：サッシ スチール</p> <p>有価金属 種類：サッシ アルミ</p>	<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えない、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単面の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、該場の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト・土の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50mmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>
	<p>徳島県県土整備部管轄課</p>	<p>工事名 R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・奥岸 公舎解体工事</p> <p>図面番号 B-003</p> <p>図面名 解体工事 特記仕様書 2</p>	<p>図面番号 B-003</p> <p>図名 縮尺</p> <p>株式会社 <b>川建設計</b></p> <p>1級建築士登録 第126265号 川建設一部</p>

	<p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の提示 受注者は、建設リサイクル法に基づく建設業に属する事業者に対する建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手直前に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事終了後工務課が終了するまで存置しておくしなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全業写真は電子納品の対象写真とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>7章 設備関係の処理</p> <p>1.設備機器類</p> <p>◎調査分析の結果、PCBを含む恐れのある機種は、養生上、閉書を添えて引き渡しとする。</p> <p>◎空調機器の撤去・処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。</p> <p>◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法に基づき処理すること。</p> <p>8章 土工</p> <p>1.根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り際は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30°程度）とするか、バケツに特殊アタッチメントを取りつけた機械等とする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員との承諾を受ける。</p> <p>2.排水</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>3.埋め戻し及び盛土</p> <p>◎使用土は（A埋、<b>B埋</b>、C埋、D埋）とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。</p> <p>1）公共工事開利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合</p> <p>2）購入土（切込砕石、砂、真砂土等）である場合</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p> <p>◎六価クロム溶出試験を（行う・<b>行わない</b>）。</p> <p>4.地均し</p> <p>◎敷地全体を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一律になじみ起こしをして、真良土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p> <p>5.山留め</p> <p>◎法面施工の場合（<b>素掘り</b>・多段式）</p>																										
<p>5章 特別管理 産業廃棄物等の処理</p> <p>1.PCB含有 シーリング材</p>	<p>◎分析の結果PCB含有シーリング材はなし。</p>																											
<p>6章 アスベスト含有建材の除去等</p> <p>1.適用基準</p> <p>2.一般事項</p>	<p>◎図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房整備部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修仕」という。）</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）平成28年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）平成28年版</li> </ul> <p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿びくく準防止対策等の実施内容を見やすい場所に提示すること。</p> <p>◎事前の施工調査等を改修仕R.11(4)により行い、調査結果を監督員に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</li> </ul> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・行わない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び電圧電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</li> <li>・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。</li> <li>・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</li> <li>・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。</li> </ul> <p>◎施工計画</p> <p>(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。</p> <p>(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。</p>																											
<p>3.アスベスト含有成形板の除去</p>	<p>◎工法</p> <p>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。</p> <p>(2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。</p> <p>(3) 除去作業中は、原則として取水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。</p> <p>(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1" data-bbox="241 911 577 991"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 理 別</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>公舎 浴室</td> <td>内壁</td> <td>石綿フレキシブル板</td> <td>24.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物置 屋根</td> <td>屋根</td> <td>大波スレート</td> <td>39.4m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物置 外壁</td> <td>外壁</td> <td>小波スレート</td> <td>69.1m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公舎 外部</td> <td>煙突</td> <td>石綿管</td> <td>7.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	階数	室名	箇所	建 材 理 別	面 積	1階	公舎 浴室	内壁	石綿フレキシブル板	24.7m <sup>2</sup>		物置 屋根	屋根	大波スレート	39.4m <sup>2</sup>		物置 外壁	外壁	小波スレート	69.1m <sup>2</sup>		公舎 外部	煙突	石綿管	7.8m		
階数	室名	箇所	建 材 理 別	面 積																								
1階	公舎 浴室	内壁	石綿フレキシブル板	24.7m <sup>2</sup>																								
	物置 屋根	屋根	大波スレート	39.4m <sup>2</sup>																								
	物置 外壁	外壁	小波スレート	69.1m <sup>2</sup>																								
	公舎 外部	煙突	石綿管	7.8m																								
<p>徳島県県土整備部管轄課</p>	<p>工事名 R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・奥岸 公舎解体工事</p> <p>図面番号 B-004</p> <p>図面名 解体工事 特記仕様書 3</p>	<p>図面番号 B-004</p> <p>縮尺</p>	<p>1級建築士登録 第126265号 川建設 川建設一部</p> <p>株式会社 <b>川建設</b></p>																									



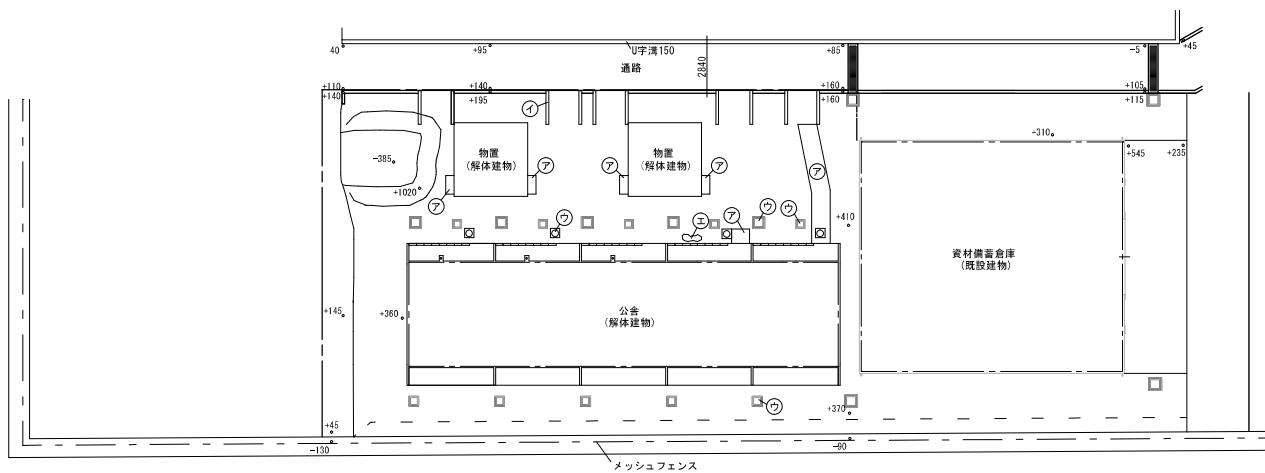
付近見取図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情保、第573号)  
この地図を複製して使用する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要があります。」

徳島県県土整備部管轄	工事名	R1宮崎 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 公舎解体工事	図面番号	B-005	株式会社 <b>川建設</b> 1級建築士登録 第126265号 川様社一部
	図面名	配設図、付近見取図	縮尺	1/700	

⑦	土間コン解体
①	境界ブロック (150×150) 解体
②	柵解体 (19箇所)
④	樹木除去 中低木 (H2.5m)

—— カラーコーン  
(50m)



徳島県泉土整備部管轄課

工事名  
R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 公会解体工事  
図面名  
現況配置図

図面番号  
B-006  
縮尺  
1/200

株式会社  
川建設計

1級建築士登録  
第126265号  
川建設計一部

